

総社市告示第27号

総社市地域づくり一括交付金交付要綱（平成26年総社市告示第23号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="188 687 1055 1093"><thead><tr><th data-bbox="188 687 1055 724">交付金の算定基準</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="188 726 1055 869">交付金額 交付金額は、次の1, 2, 3, <u>4</u>及び<u>6</u>の額に1,000円未満の端数が出た場合は、これを切り捨て、<u>その額と5の額との合計額とする。</u> ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。</td></tr><tr><td data-bbox="188 871 1055 908">1～4 略</td></tr><tr><td data-bbox="188 909 1055 1018"><u>5 自主防災組織加算額</u> <u>前年度1月1日現在の各協議会を構成する地域内の自主防災組織の構成世帯数を反映して構成世帯数に200円を乗じた額</u></td></tr><tr><td data-bbox="188 1019 1055 1093"><u>6 防犯カメラ設置交付額</u> <u>総社市防犯カメラ設置支援事業取扱要領により算定した額</u></td></tr></tbody></table>	交付金の算定基準	交付金額 交付金額は、次の1, 2, 3, <u>4</u> 及び <u>6</u> の額に1,000円未満の端数が出た場合は、これを切り捨て、 <u>その額と5の額との合計額とする。</u> ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。	1～4 略	<u>5 自主防災組織加算額</u> <u>前年度1月1日現在の各協議会を構成する地域内の自主防災組織の構成世帯数を反映して構成世帯数に200円を乗じた額</u>	<u>6 防犯カメラ設置交付額</u> <u>総社市防犯カメラ設置支援事業取扱要領により算定した額</u>	<p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1158 687 2024 1093"><thead><tr><th data-bbox="1158 687 2024 724">交付金の算定基準</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1158 726 2024 869">交付金額 交付金額は、次の1, 2, 3 <u>及び4</u>の額に1,000円未満の端数が出た場合は、これを切り捨て、<u>その額の合計額とする。</u> ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。</td></tr><tr><td data-bbox="1158 871 2024 908">1～4 略</td></tr></tbody></table>	交付金の算定基準	交付金額 交付金額は、次の1, 2, 3 <u>及び4</u> の額に1,000円未満の端数が出た場合は、これを切り捨て、 <u>その額の合計額とする。</u> ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。	1～4 略
交付金の算定基準									
交付金額 交付金額は、次の1, 2, 3, <u>4</u> 及び <u>6</u> の額に1,000円未満の端数が出た場合は、これを切り捨て、 <u>その額と5の額との合計額とする。</u> ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。									
1～4 略									
<u>5 自主防災組織加算額</u> <u>前年度1月1日現在の各協議会を構成する地域内の自主防災組織の構成世帯数を反映して構成世帯数に200円を乗じた額</u>									
<u>6 防犯カメラ設置交付額</u> <u>総社市防犯カメラ設置支援事業取扱要領により算定した額</u>									
交付金の算定基準									
交付金額 交付金額は、次の1, 2, 3 <u>及び4</u> の額に1,000円未満の端数が出た場合は、これを切り捨て、 <u>その額の合計額とする。</u> ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。									
1～4 略									

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。